

新潟東港地域水道用水供給企業団の入札・契約制度改革

平成16年2月
企業団総務係

新潟東港地域水道用水供給企業団では、従来から行ってきた入札・契約制度について、次のとおり改革し、実施しますので、お知らせします。

1 入札制度改革 - 透明性、競争性の確保 -

- 特に期日の記載が無い限り 3月1日から実施します -

一般競争入札の導入範囲を順次拡大します。

当面、8千万円以上の工事までを適用範囲とします。

16年4月からは、5千万円以上の工事まで適用範囲を拡大します。

以降、適用範囲の順次拡大を検討します。

一般競争入札のお知らせは、従来どおり企業団事務局1階公示場所に掲示します。

(企業団ホームページを開設し次第、ホームページでもお知らせします。)

指名競争入札を行う工事は、指名業者数を大幅に増やします。

すべての入札の予定価格を事前公表します。(130万円以上)

工事だけでなく、建設コンサルタントについてもすべて事前公表します。

設計図書の企業団での配布(受け渡し)を廃止し、直接配達します。

企業団から宅配便(印刷物又はCD-RW...pdf形式)にて送付しますので、配達代は受け取り業者の着払いでお願いします。

入札時における工事費内訳書の提出

3月以降に発注(入札公示、入札通知)する1千万円以上の工事については、入札時に工事費内訳書の提出をお願いします。

(配布の工事内訳書の様式により提出をお願いします。)

営業等での企業団事務局執務室への立ち入りはご遠慮願います。

打ち合わせは、企業団事務局のミーティング場所などで行います。

工事検査体制を強化します。

独占禁止法に違反した場合、入札の指名停止期間を最大12カ月に延長します。

工事受注後に、独占禁止法違反などが明らかとなった場合は、最大で12カ月の指名停止処分を行います。

入札談合により企業団が損失を被った場合は、損害賠償請求を行います。

談合等の独占禁止法違反により、公正取引委員会による審決が確定した場合、企業団は損害賠償請求を行います。

工事契約約款に談合行為についての違約金条項を設けます。

契約締結後、談合行為が明らかとなった場合は、当該工事の契約額の2割の違約金を課します。(工事が完了した後であっても課します。)

お願い

以前からお願いしているところですが、社会通念上許される範囲であっても、贈答品・賤別の受領・便宜供与等は固くお断りします。

2 情報の積極的な公開 - 企業団ホームページを開設し次第、ホームページでも公表-

入札制度の内容を公表します(逐次更新)。

一般競争入札のお知らせを行います。

工事毎の入札結果を定期的に公表します(毎月更新予定)。

問い合わせ等	企業団事務局総務係
TEL	025-386-9111(代)
FAX	025-388-3033